

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

阿見町の人口は昭和 55 年以降増加し、平成 17 年をピークに 47,000 人台を維持してきた。近年、再び人口が増加し、現在は 49,000 人台となっている。

町の各産業規模は、農業産出額が約 32 億円、商品年間販売額が約 582 億円、製造品出荷額が約 2,807 億円となっており、工業の割合が大きい。町内には 1506 の事業所があり、卸売・小売業(363)、建設業(169)、宿泊・飲食サービス業(158)、生活関連サービス・娯楽業(144)、製造業(135)、医療・福祉(134)、その他サービス業(106)、その他(297)と多様な業種が事業を営んでいる。

阿見町を含むハローワーク土浦の有効求人倍率は 2 倍以上となっており、様々な業種で人手不足となっている。このため、阿見町は茨城労働局と雇用対策協定を締結し、中小企業者の人材確保の支援を強化しているが、有効求人倍率は高い水準で推移している状況にある。町内の中小企業者は、このような厳しい状況に置かれており、生産性の向上が不可欠となっている。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、2 年間の合計件数で 20 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均 3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

阿見町の産業は、製造業、小売業、サービス業と多岐にわたり、これらの業種で広く生産性の向上を実現する必要がある。多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

阿見町の産業は、市街地、霞ヶ浦湖岸、IC 周辺と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

阿見町の産業は、製造業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が阿見町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、多様である。本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。